

第5回（令和3年）野洲市農業委員会
総会議事録

令和3年5月10日開催

令和3年第5回野洲市農業委員会総会議事録

令和3年5月10日、午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和3年第5回野洲市農業委員会総会を開催する。

1. 出席委員 下記のとおり

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 清水 稔 |
| 3番 | 坂口 茂 |
| 5番 | 島村 平治 |
| 6番 | 北脇 広美 |
| 7番 | 苗村 善明 |
| 8番 | 辻 清子 |
| 9番 | 東郷 恵子 |
| 10番 | 石塚 健一 |
| 11番 | 森 恒仁 |
| 12番 | 有馬 和夫 |
| 13番 | 安田 健一 |
| 14番 | 市木 和雄 |
| 15番 | 飯田 百合子 |
| 16番 | 白井 嘉嗣 |
| 17番 | 前田美幸枝 |
| 18番 | 杉江 保彦 |
| 19番 | 岩井 正男 |
| 20番 | 吉川 久和 |
| 21番 | 青木 徹 |
| 22番 | 藤岡いづみ |
| 23番 | 田中 靖志 |
| 26番 | 武浪 勘治 |

欠席

- | | |
|-----|--------|
| 2番 | 小森 貴夫 |
| 4番 | 辻川 清太郎 |
| 24番 | 小森 正人 |
| 25番 | 井狩 憲一 |

会議に参与したる職員

農業委員会事務局長
事務局次長

西村 拓巳
小松 美進

主 幹	竹中 宏
書 記	田中 孝明
農林水産課 主 事	保智 翔太

議 長 ただいまの出席委員は22名であります。
なお、4番 辻川 清太郎 委員、24番 小森 正人 委員、25番 井狩
憲一 委員につきましては、予め欠席される旨連絡をいただいています。
また、2番 小森 貴夫 委員につきましては、今現在遅れられるものと思わ
れますが、連絡がとれないため場合によっては欠席も考えられる旨申し添えさせ
ていただきます。
本総会が成立いたしました。ただいまから令和3年第5回農業委員会総会を開
会します。

議 長 これより日程に入ります。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。
第21番 青木 委員、第22番 藤岡 委員を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思
いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

議 長 日程第3、議第15号から議第20号を上程します。

議 長 議第15号 所有権の移転に関する件について を議題とします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、1ページをご覧下さい。
議第15号 所有権の移転に関する件について、農地法第3条第1項の規定に
より、上記の議案を提出する。
令和3年5月10日 会長 武浪 勘治。
議案書の1ページをご覧下さい。
議第15号 農地法第3条第1項の規定による申請について をご説明いたし

ます。案件は、2件であります。

1件目は、虫生●●●●番の畑地99㎡について、●●●●氏から●●●●氏に、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。位置図は議案書7ページをご覧ください。別紙1の添付資料の1をご覧ください。譲受人の●●●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありません。なお、当該土地は、現在、譲受人の●●●●氏が耕作をされておられ、この度、当該土地を購入するため当申請を行われたものです。

続きまして、2件目は、大篠原●●●●番の畑地79㎡について、●●●●氏から●●●●氏に、経営拡大のため売買により所有権を移転するものです。位置図は議案書8ページをご覧ください。別紙1の添付資料の2をご覧ください。譲受人の●●●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありません。以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。

第16番 白井 委員お願いします。

16番 16番 白井です。1件目の案件について説明をさせていただきます。今回申請の土地は譲受人 ●●氏が長年にわたり 譲渡人 ●●氏より借り受け耕作されていた土地でございます。●●氏は今後も引き続き耕作される意思がないことからこの度、隣接の●●氏から申請地の売買の申し出があり、●●氏もこれを了承し所有権移転の話がまとまりましたので、申請されたものでございます。みなさんのご審議をよろしくお願いします。

議 長 続きまして、第13番 安田 委員お願いします。

13番 13番 安田です。●●さんは7、8年前に相続されました。近江八幡市よりの耕作が大変困難で、近くで耕作をされている●●さんが経営拡大ということで売買が成立したということでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

23番 23番 田中です。第1番目の案件ですけども、通作距離が2.5kmと書いてあるんですけども、同じ虫生の中で何処か違う所に住んでおられるとかあるん

でしょうか。

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 申請によりますと、申請者の拠点となる住所地から申請地までの平均距離が2.5km約10分という申請されておりました、通作される経路の関係もあるのではないかと、申請によるものとして2.5kmという記載になりました。以上です。

議 長 田中委員よろしいですか。

23番 現実であれば結構です。

議 長 他に、ご質疑ございますか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第15号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第15号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員挙手と認めます。
よって議第15号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして、議第16号 農地法第4条第1項の規定による申請について を
議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。
議第16号 農地法第4条第1項の規定による申請について をご説明いたします。
案件は、1件であります。

北●●●●番の現況地目宅地195㎡の畑地について、一般住宅用地として転用するものです。なお、当該土地は、申請人が昭和39年に改築する以前から住

宅が建築されていたことから、申請に当たって顛末書を提出していただいています。位置図は議案書7ページをご覧ください。別紙2の添付資料の1をご覧ください。当該申請に係る農地法第4条照査結果は記載のとおりで、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、既に住宅が建設されたいたため顛末書をいただいています。なお、当該土地の周囲には農地はありません。以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。
第7番 苗村 委員お願いします。

7番 7番 苗村でございます。申請のあった田中さんは、お父さんからの相続で既に申請地に家が建っているということでございましたので、顛末書を添えて申請されましたので申請地は第3種農地でもあり、周囲には農地もございませんのでみなさんのご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 それではこれより議第16号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第16号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員挙手と認めます。(挙手多数と認めます。)
よって議第16号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして議第17号 農地法第5条第1項の規定による申請について を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の3ページをご覧ください。
議第17号 農地法第5条第1項の規定による申請についてをご説明いたしま

す。

案件は、1件であります。

市三宅●●●●番の畑地168㎡他2筆、計675㎡の農地について、●●●●氏から●●●●氏に、資材置場に転用するため売買により所有権を移転されるものです。位置図は議案書9ページをご覧ください。別紙3の添付資料の1をご覧ください。当該申請に係る農地法第5条照査結果は記載のとおりで、農地区分では第1種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、同社は建設事業を営んでおられ、資材置場として土木資材、建築資材、掘削土一時仮置場などとして使用される計画です。当該土地の整備に当たっては、●●●●番の田を盛土され、他の2筆はそのままで利用するとともに、隣接農地との境界は、土砂流出防止のためコンクリートブロックを施工し、土砂の流出を防ぎます。雨水配水は、申請地全面道都沿いに側溝、集水柵を設置し、申請地西側の水路へ放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。
第19番 岩井 委員お願いします。

19番 19番 岩井でございます。今回の申請につきましては、●●●●さんから●●●●さんが譲り受けをするということです。そしてまた、譲り受けた土地につきましては資材置き場として今後活用したいということで申請されました先ほど事務局よりお話がありましたように、排水そしてまた擁壁の設置による被害防除対策をされる旨聞いています。どうか、みなさんのご審議のほどよろしく願います。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第17号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第17号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員挙手と認めます。

議 長 よって議第17号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして議第18号 農地転用事業計画変更承認 について を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議第18号 農地転用事業計画変更承認について をご説明いたします。

案件は、1件であります。

当該案件は、令和2年第7回野洲市農業委員会総会で議決いただいた農地法第4条第1項の転用案件の事業計画について、変更したい旨の申請があったものです。位置図は議案書9ページをご覧ください。変更の内容は、当初の計画では、資材置場として使用される当該土地の間に里道152.6㎡が有ったため、それを残した形で資材置場とする事業計画でありましたが、今般、この里道を用途廃止することが可能となったため、用途廃止地152.6㎡を含めて一体的に利用する計画に変更されるものです。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第18号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第18号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 全員挙手と認めます。

よって議第18号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして議第19号 農用地利用集積計画 について を議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方につきましてはご退席を、貸借関係の方につきましては意見および挙手をされないようにすることで進めます。それでは、●●委員につきましては、ご退席をよろしくお願いいたします。それでは、事務局の説明を求めます

(●●委員退席)

事務局長 議題19号 農用地利用集積計画について をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計 9件 23筆 42,678㎡ です。

所有権が移転されたのは、合計 1件 1筆 196㎡ です。

これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。なお、詳細につきましては、農林水産課の担当よりご説明いたします。

農林水産課 案件は1件で1筆です。

野洲市 北●●●●番、台帳地目 現況地目 共に畑、面積196㎡、対価は●●●●円。利用目的は畑です。農地の所有権を移転する者は、野洲市北●●●●番地 ●●●●さんです。所有権移転を受ける者は、野洲市北●●●●番地 ●●●●さんです。届出理由は、対象農地の前に●●さんが農業倉庫を所有されており、倉庫の近くで耕作を行いやすいという理由で●●さんに売買の依頼をされました。これを●●さんが承諾し、今回の申請に至っております。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

議長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議長 これより議第19号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第19号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員挙手と認めます。
よって議第19号は議案どおりと決定いたしました。
それでは、●●委員、お戻り願います。

(●●委員復席)

議長 続きまして議第20号 非農地判断 について を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議第20号非農地判断について ご説明をいたします。
議案の説明に入る前に、非農地判断についてご説明いたします。
非農地判断とは、利用状況調査、荒廃農地の発生状況等を踏まえ、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて判断を行うこととされています。判断基準につきましては具体的には、人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地について、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合とされています。また、非農地の決定については、農地部会において農地法第2条第1項の規定する農地に該当しないと判断した場合、その農地を非農地として整理し、総会において議事案件として審議し決定するものとされています。
それでは、議案のご説明をします。議案書6ページをご覧ください。
遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、農地に該当しないと判断した事から、議案を提出するものです。内容は、別紙5をご覧ください。非農地として判断する土地は、大篠原字天王前40筆 13,087㎡大篠原字新畑20筆 5,886㎡ 大篠原字岩倉1筆 168㎡ 合計61筆 19,141㎡ 土地所有者21名です。資料については、別添の非農地判断資料をご覧ください。資料には、現地の写真と航空写真をつけており、いずれの土地も山林又は原野化しています。なお、「非農地通知の取扱い運用」に基づき、事務局から本年2月1日に土地所有者に対し、遊休農地の非農地判断に係る事前通知を発出したところ、異議申し出の期限である、3月1日までに土地所有者からの異議申し出はありませんでした。また、農業委員会においては、3月の総会終了後、各部会代表者会議で説明させて頂き、第4回総会終了後の農地部会を開催頂き、説明および現地確認をお願いし、農地部会において農地法第2

条第1項の規定する農地に該当しないと判断された事から、今回の議事案件として提出するものです。以上です。

議 長 続きます。非農地判断について、農地部会で審議していただきましたので、その結果を、島村副部長よりお願いします。

農地
副部長 5番島村です。当日、安田農地部会長が欠席されましたので、私、副部長である島村がご報告いたします。事務局より説明がありましたとおり、第4回農業委員会総会終了後、農地部会を開催いたしました。議案となっております。大篠原字天王前、大篠原字新畑、大篠原字岩倉、合計61筆、19,141㎡について、事務局から資料に基づき説明があり、現地確認を行いました。いずれの土地についても、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であり、農地法第2条第1項に規定する農地の判断について、農地部会として非農地として判断する事に決しました。以上、農地部会の報告とさせていただきます。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、続きましてご質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。

(挙手なし)

議 長 ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議 長 これより議第20号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第20号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認めます。
よって議第20号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。
本日は報告案件がないためこれをもって全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和3年第5回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午前10時20分